

開発行為許可申請書・開発行為変更許可申請書提出書類一覧

図書の名称	明示すべき事項	縮尺 (様式)	備考	新規許可申請書				変更許可申請書				根拠法令
				正本			副本	正本			副本	
				自己 居住用	自己 業務用	自己用 以外		自己 居住用	自己 業務用	自己用 以外		
開発行為 許可申請書		規則 (別記様式第二)		○	○	○	○	—	—	—	—	・規則第16条第1項
開発行為変更 許可申請書		市細則 (第6号様式)		—	—	—	—	○	○	○	○	・市細則第3条
設計説明書	・設計の方針・開発区域（開発区域を工区に分けた場合は、開発区域及び工区）内の土地の状況・土地利用計画・公共施設の整備計画（公共施設の管理者となるべき者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を含む）	市細則 (第3号様式)		×	○	○	×	×	○	○	×	・規則第16条第2項・第3項 ・市細則第2条第2項
開発区域位置図	・開発区域の位置・主要道路・主要交通機関の名称及びそれらからの経路・排水先の河川への系路・学校、その他目標となる地物及び方位	1/50,000 以上	地形図であること。	○	○	○	×	×	×	×	×	・規則第17条第1項第1号 ・同条第2項
開発区域区域図	・方位・地形・開発区域の区域（境界赤枠） ・行政区域界、町又は字界、都市計画区域界 ・土地の地番及び形状	1/2,500 (1/3,000) 以上		○	○	○	×	○	○	○	×	・規則第17条第1項第2号 ・同条第3項
現況図	・方位・開発区域の境界（境界赤枠）・標高差を示す等高線・植生区分・建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状・開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、道路、取水施設その他の公共施設並びに官公署、文教施設その他公益施設の位置及び形状・令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木集団の位置・令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置	1/2,500 (1/3,000) 以上	1 等高線は、2mの標高差を示すものであること。 2 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては、規模が1ha以上の開発行為について記載すること。	○	○	○	×	○	○	○	×	・規則第16条第2項・第4項
土地の公図 (字絵図)の写し	・開発区域の境界（赤枠） ・土地の地番及び形状		法務局保管の公図	○	○	○	×	○	○	○	×	・市細則第2条第1項第1号
実測図に基づく公共 施設の新旧対照図	・方位及び開発区域の境界 ・既存、新設の公共施設の位置及び対象番号 ・色別は次のとおり（新設）（既存）（廃止） ・道路 茶 赤 黄 ・水路 緑 青 空	1/500以上	既存公共施設がある場合に限る。	×	○	○	×	×	○	○	×	・市細則第2条第2項

<p>土地利用計画 平面図</p>	<p>・方位、開発区域の境界及び工区界・公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへいの位置・開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員・排水施設の位置、形状及び水の流れの方向・都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 ・消防水利の位置及び形状・遊水池（調整池）の位置及び形状（多目的利用の場合にあつては、専用部分と多目的利用部分の区分）・河川その他の公共施設の位置及び形状・予定建築物等の敷地の形状及び面積・敷地に係る予定建築物等の用途・公益的施設の位置、形状、名称及び面積・樹木又は樹木の集団の位置 ・緩衝帯の位置、形状及び幅員・のり面（がけを含む）の位置及び形状・擁壁の位置及び種類</p>	<p>1/1,000 以上</p>		○	○	○	○	○	○	○	○	<p>・規則第16条第2項・第4項</p>
<p>造成計画平面図</p>	<p>・方位、開発区域の境界及び工区界・切土又は盛土をする土地の部分（色別は切土＝茶色、盛土＝緑色）・擁壁の位置、種類及び高さ ・のり面（がけを含む）の位置及び形状・道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高・遊水池（調整池）の位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高</p>	<p>1/1,000 以上</p>	<p>1 小規模開発の場合は、土地利用計画平面図と合わせ図示してもよい。 2 切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。</p>	○	○	○	○	○	○	○	<p>・規則第16条第2項・第4項</p>	
<p>造成計画断面図</p>	<p>・開発区域の境界・切土又は盛土をする前後の地盤面（色別は切土＝茶色、盛土＝緑色）・擁壁、がけの位置・計画地盤高</p>	<p>1/1,000 以上</p>	<p>高低差の著しい箇所について作成すること。</p>	○	○	○	○	○	○	○	<p>・規則第16条第2項・第4項</p>	
<p>排水施設計画 平面図</p>	<p>・開発区域の境界・排水施設の区域界・遊水池（調整池）の位置及び形状・都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称・道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類・配水管の勾配及び管径・人孔の位置及び人孔間距離・水の流れの方向・吐口の位置・放流先河川又は水路の名称、位置及び形状・予定建築物等の敷地の形状及び計画高・道路、公園その他の公共施設の敷地計画高・のり面（がけを含む）又は擁壁の位置及び形状</p>	<p>1/500 以上</p>		○	○	○	○	○	○	○	<p>・規則第16条第2項・第4項</p>	
<p>給水施設 計画平面図</p>	<p>・開発区域の境界・給水施設の位置、形状、内のり寸法・取水方法・消火栓の位置</p>	<p>1/500 以上</p>	<p>小規模開発の場合は排水施設計画平面図に合わせて図示してもよい。</p>	×	○	○	○	×	○	○	<p>・規則第16条第2項・第4項</p>	

工事施行者の能力に関する申告書	添付書類 ・法人の登記簿謄本(個人の場合は住民票抄本) ・納税証明書(事業税及び県民税) ・建設業の許可証明書	市細則 (第2号様式)	1 工事施行者とは、開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。 2 自己の業務用は、開発区域の面積が1ha以上の場合に添付すること。	×	○	○	×	×	○	○	×	・市細則第2条第1項第3号
工事設計者の資格に関する調査書	添付書類 ・卒業証明書 ・経歴証明書	市細則 (第5号様式)	開発区域の面積が1ha以上の場合に添付すること。	○	○	○	×	○	○	○	×	・法第31条 ・規則第19条 ・市細則第2条第4項
開発登録簿		市細則 (第12号様式)	綴じ込まないこと。	○	○	○	×	○	○	○	×	・市細則第14条第1項
従前の許可書の写し				—	—	—	—	○	○	○	×	・市細則第2条第1項第4号
道路縦断面図	・側点、勾配、計画高、地盤高、単距離、追加距離、縦断曲線、平面曲線、	1/500以上		×	○	○	○	×	○	○	○	・同上
道路横断面図	・舗装の構成及び詳細・雨水樹及び取付管の形状・道路側溝の位置、形状及び寸法・埋設管の位置・道路幅員・横断勾配	1/50以上		×	○	○	○	×	○	○	○	・同上
排水施設縦断面図	・マンホール記号、マンホールの種類、位置及び深さ、排水渠勾配、マンホール間距離管径、土被り、計画地盤高、地盤高、管底高	1/500以上		○	○	○	○	○	○	○	○	・同上
排水施設構造図	・構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水樹、吐口、泥溜)	1/50以上	20ha以上は、別に終末処理施設の図書を添付すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	・同上
防災工事計画平面図	・方位、等高線、計画道路の位置、段切位置・ヘドロ除去の位置及び深さ、防災施設の位置、形状、寸法及び名称・土砂流出防止(流土止め)計画・工事中の雨水排水系路・防災装置の時期及び期間	1/1,000以上		○	○	○	○	○	○	○	○	・同上
防災施設構造図		1/100以上		○	○	○	○	○	○	○	○	・同上
流量計算書			原則として、0.1ha以上の場合に添付すること。	○	○	○	×	○	○	○	×	・同上
防火水槽構造図		1/50以上		○	○	○	○	○	○	○	○	・同上
委任状			申請の委任をした場合に限る	○	○	○	×	○	○	○	×	・同上

開発行為施行 同意書	(例)排水管を隣地に埋設する場合、造成後さらに隣地に及ぼす影響があると認められるときの隣地土地所有者の同意			○	○	○	×	○	○	○	×	・同上
念書	(例)開発区域内の排水施設が開発区域外の排水施設に有効に接続できず、やむを得ず浸透式溜樹で処理するとき			○	○	○	×	○	○	○	×	・同上
その他	・法第34条各号に該当することを証する書類(市街化調整区域内の開発に限る。) ・その他			○	○	○	×	○	○	○	×	・同上

注意 1 公共施設に関する同意書、協議書等該当するものがない場合は、添付する必要はありません。

2 開発区域が宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域内の場合は、同法の許可申請も必要とするが、併願すなわち図面を流用して同時に申請してもよい(通達)